

食料品アクセス環境改善対策事業実施要領

制定 平成26年4月1日25食産第4871号

改正 平成27年4月9日26食産第4430号

改正 平成28年4月1日27食産第5988号

農林水産省食料産業局長通知

第1 目的

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の事業の種類の欄のⅠの3の（2）食料品アクセス環境改善対策事業の実施については、実施要綱及び農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱（平成24年4月20日付け23食産第4051号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第2 事業実施主体

1 実施要綱別表1の事業実施主体の欄の11の食料産業局長が別に定める者は、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特例非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、特殊法人、認可法人、独立行政法人、地方独立行政法人、認可地縁団体、社会福祉法人、社会福祉協議会、その他法人格を有さない団体で事業承認者が特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）とする。

2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- （1）主たる事務所の定めがあること。
- （2）代表者の定めがあること。
- （3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- （4）各年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第5のⅠの事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1を併せて事業承認者（実施要綱第5のⅠの事業承認者をいう。以下同じ。）に提出して、その承認を受けるものとする。

第3 事業の内容等

本事業の内容及び交付要綱第1の事業の経費のうち補助対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

1 検討会の開催

高齢化の進展や食料品小売店の減少等の社会・経済構造の変化により、食料品の購入等による不便や困難が生じる「食料品アクセス問題」を改善するため、事業者及び有識者等による企画検討会や必要な調査等を実施し、地域の実態に応じた食料品へのアクセス環境の改善方策を策定する。

(補助対象経費)

検討会開催費(委員謝金・旅費、会場借料、資料印刷費、地域の実態調査等に要する調査員手当・通信費等)

2 報告書の作成

本事業による取組に関する報告書のとりまとめを行う。

(補助対象経費)

報告書作成費(資料印刷費等)

第4 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成28年度とする。

第5 採択基準

1 実施要綱第4の1の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2) 事業実施主体が、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (3) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- (4) 食料品へのアクセス環境の改善方策が地域の実態に即したものとなるよう、地域の住民や食品小売業者等に対する調査を実施するとともに、市町村等の地方公共団体と緊密に連携するものであること。

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施計画は、別記様式2により作成し、事業承認者に承認申請するものとする。ただし、事業実施計画の変更(2の重要な変更に限る。)又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の規定に基づく補助金変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付要綱別表1のIの3の(2)の食料品アクセス環境改善対策事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更
- (4) 3により委託する事業の新設又は内容の変更

3 事業の委託

事業実施主体は、他の民間団体等に本事業の一部を委託して行わせる場合には、次に掲げる事項を事業実施計画(別記様式2別添「第1 総括表」の「事業の委託」の欄)に記載することにより事業承認者の承認を得るものとする。ただし、委託して行わせる範囲は事

業費の2分の1を超えてはならない。

- (1) 委託先が決定している場合は委託先名
- (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第7 事業実施状況等の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに事業実施計画（別記様式2）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業承認者に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

第8 報告又は指導

事業承認者は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式1（第2関係）

食料品アクセス環境改善対策事業特認団体承認申請書

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職名及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度（ 月～ 月）
- 6 構成員
- 7 設立目的
- 8 事業実施計画の内容
- 9 特記すべき事項
- 10 添付書類
 - （1）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約及び総会等で承認されている直近3カ年の事業計画及び収支予算等
 - （2）新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（創立総会議事録写し等）
 - （3）その他参考資料

別記様式2（第5、第6、第7関係）

番 号
年 月 日

（事業承認者） 殿

所在地
団体名
代表者 氏 名 印

平成〇〇年度食料品アクセス環境改善対策事業実施計画の承認（変更、中止、廃止の承認）の申請について

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知）第5の1の規定に基づき、関係書類を添えて承認（変更、中止、廃止の承認）を申請する。

（注）1 関係書類として、別添を添付すること。

2 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、承認通知があった事業実施計画の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。

3 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止（廃止）の理由」とし、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由について記載すること。

4 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「平成〇〇年度食料品アクセス環境改善対策事業実施計画の実施結果の報告について」とし、別添「第1 総括表」及び「第2 事業実施計画添付資料」には実績を記載すること。

別 添

第1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負 担 区 分		事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
		千円	千円	千円	(1)委託先 (2)委託する 事業の内容 及びそれに 要する経費	
合	計					

(注) 1 事業種類は、交付要綱別表1の区分により記入すること。

2 事業細目は、交付要綱別表1の食料品アクセス環境改善対策事業の項の経費の欄の区分により記入すること。

第2 事業実施計画添付資料

(1) 事業の目的及び効果

① 事業の目的

② 事業の効果

(2) 事業実施主体の概要及び添付資料

① 事業実施主体の概要

ア 名称

イ 主たる事務所の所在地

ウ 代表者名

エ 構成員数

オ 従業員数

カ 設立年月日

キ 所有施設の概要

② 添付書類

ア 事業実施主体の概況

(ア) 定款又はこれに準ずる規約

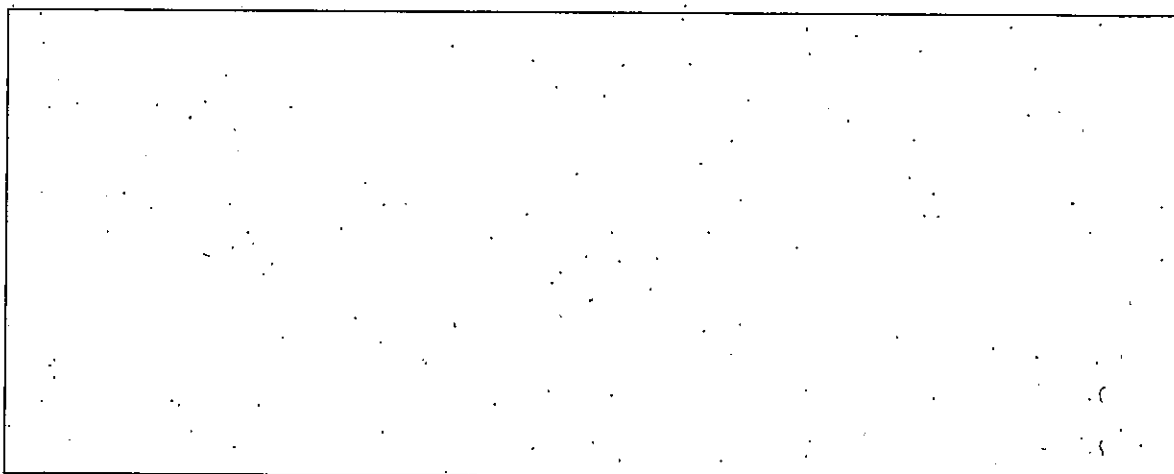
(イ) 役員等名簿

(ウ) 事業計画、収支予算書及び収支決算書等

イ その他事業承認者が特に必要と認める書類

注：申請に際し必要な書類を添付すること。

(3) 事業実施主体の組織体系図



(4) 事業目標及び事業内容等

① 食料品へのアクセス改善に向けた企画検討会等の開催

ア 事業目標

目標（達成すべき成果）
成果（実績）

注1：目標（達成すべき成果）欄には、達成すべき定量的な目標について記入すること。

注2：成果（実績）欄には、事業実施後に取組実績を記入すること。

イ 市町村等との連携

連携する市町村等名 及び担当課名	連携の内容	備 考

ウ 事業内容

(ア) 企画検討会の開催

名 称	開催時期	開催場所	開催回数	構 成 人 数 及びその内訳	主な内容

注：会議の主な内容については、その経過が明らかになるように開催ごとに記入すること。

(イ) 実態調査

調査時期	調査方法	調 査 人 数 及びその内訳	調査内容	備 考

(ウ) 検討予定のアクセス改善方策案

概 要	当該方策を実施するに当たって想定される課題

② 報告書の作成

主 な 配 布 先	
	部